

駐車場附置義務条例について

■ 条例適用地区内に、一定規模以上の建築物を新築、増築または用途変更する場合には、建築物またはその敷地内に駐車施設を附置する義務が生じます。

◎ 条例の対象となる建築物と附置義務台数の算定方法は以下のとおりです。

1 条例適用地区	西三河都市計画駐車場整備地区
2 算定基準面積	$A = \text{特定用途の延床面積}(\text{m}^2) + \text{非特定用途の延床面積}(\text{m}^2) \div 4$
3 対象となる建築物	算定基準面積 A が 500 m ² を超える建築物
4 附置義務台数	(1) 特定用途に対する附置義務台数 a 百貨店その他の店舗、事務所の延床面積 $\div 100 \text{ m}^2$ (台) b 上記以外の特定用途の延床面積 $\div 150 \text{ m}^2$ (台)
	(2) 非特定用途に対する附置義務台数 非特定用途の延床面積 $\div 300 \text{ m}^2$ (台)
5 駐車施設の大きさと必要な台数	(1) 2.3 m以上 × 5.0 m以上 (中小型車用区画) ----附置義務台数から(2)を引いた台数 (2) 2.5 m以上 × 6.0 m以上 (大型車用区画) ----附置義務台数の30% (3) 3.5 m以上 × 6.0 m以上 (車いす利用者用区画) ----(2)のうち 1 台以上
6 隔地駐車場の特例	建築物の構造または敷地の状態により、市長がやむを得ないと認めた場合(建築物の敷地から、おおむね200m以内に設置)

◎ 事務所用途部分の延床面積が10,000m²を超える場合は、算定基準用の延床面積を軽減します。

事務所用途部分の延床面積	算定基準用の延床面積
(1) 10,000 m ² を超え 50,000 m ² までの場合	延床面積(m ²) × 0.70
(2) 50,000 m ² を超え100,000 m ² までの場合	延床面積(m ²) × 0.60
(3) 100,000 m ² を超える場合	延床面積(m ²) × 0.50

◎ 延床面積が6,000m²未満の場合には、附置義務台数を軽減します。

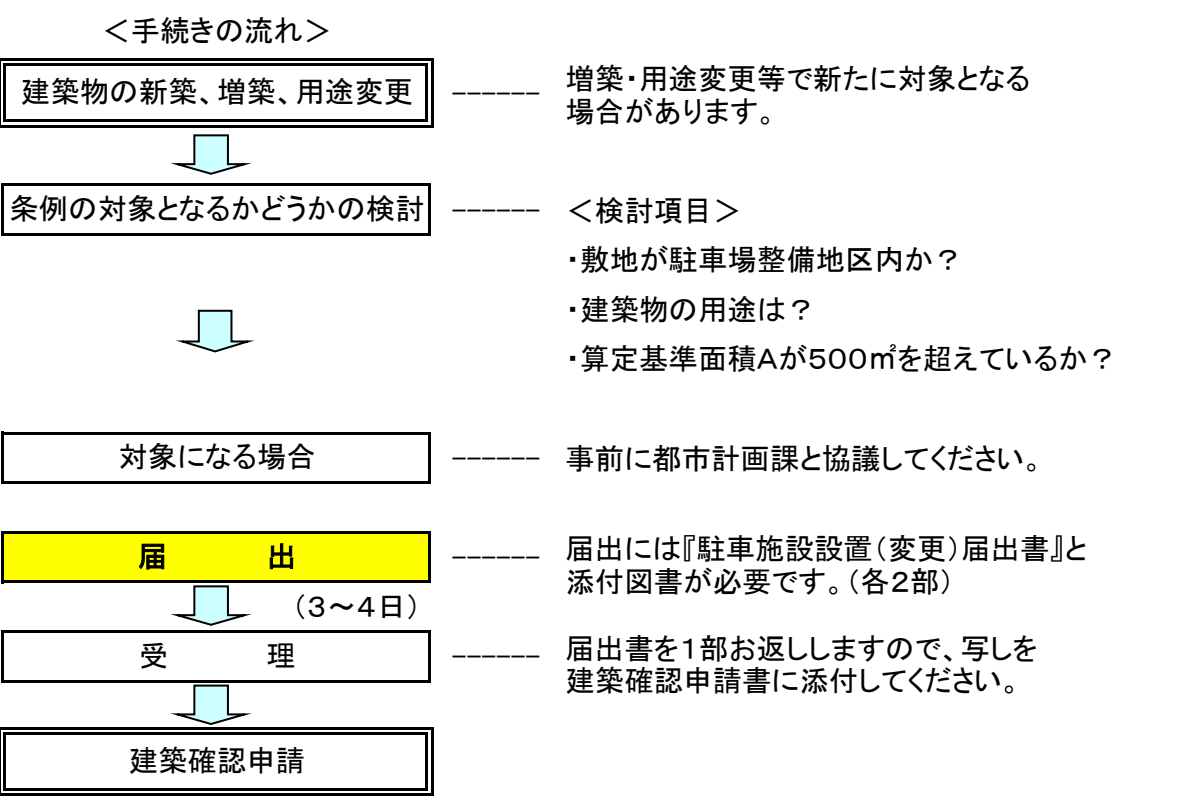
補正台数 = 附置義務台数 × { 1 - $\frac{500\text{m}^2 \times (6,000\text{m}^2 - \text{延床面積})}{6,000\text{m}^2 \times A - 500\text{m}^2 \times \text{延床面積}}$ }

◎ 特定用途、非特定用途の区分は以下のとおりです。

特定用途 (駐車場法施行令第18条による)	a	百貨店その他の店舗、事務所
	b	劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、病院、卸売市場、倉庫、工場
非特定用途	特定用途以外の用途	

■ 手続きについて

◎ この条例により、駐車場の附置義務が生じる建築物を新築される場合、また、駐車場整備地区内の建築物の増築・用途変更により附置義務台数に変更が生じる場合には、建築確認申請に先立って、届出が必要です。



◎ この条例により附置した駐車場(隔地駐車場を含む)を変更される場合にも、届出が必要となりますのでご承知ください。

◎ 増築・用途変更の場合の附置義務台数の算定方法は以下のとおりです。

新たに設置する附置義務台数
= (増築、用途変更後の附置義務台数) - (増築、用途変更前の附置義務台数)

■ 添付図書について

届出書のほかに必要な図面、書類は以下のとおりです。

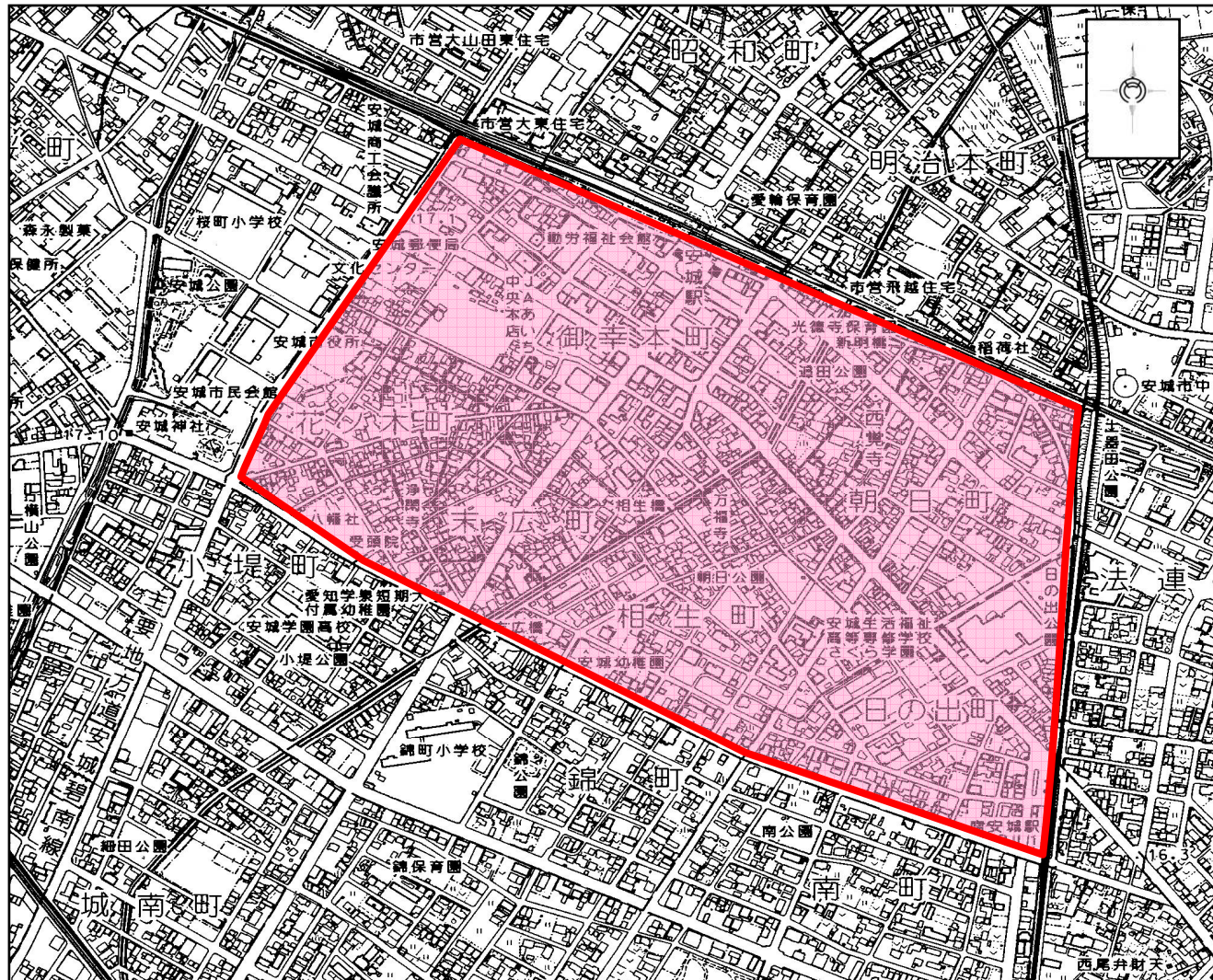
- 1 付近見取図(縮尺1/2,500)
2 建築物及び駐車施設の配置図
3 建築物及び駐車施設の各階平面図
4 附置義務駐車台数計算表
5 駐車施設の構造図(機械式の場合)
6 適応車種一覧表(機械式の場合)
7 土地使用承諾書(建築物の敷地外駐車場において土地所有者が異なる場合)

○ 適用条例 安城市における建築物に附置する駐車施設に関する条例
(平成5年12月24日 条例第34号)

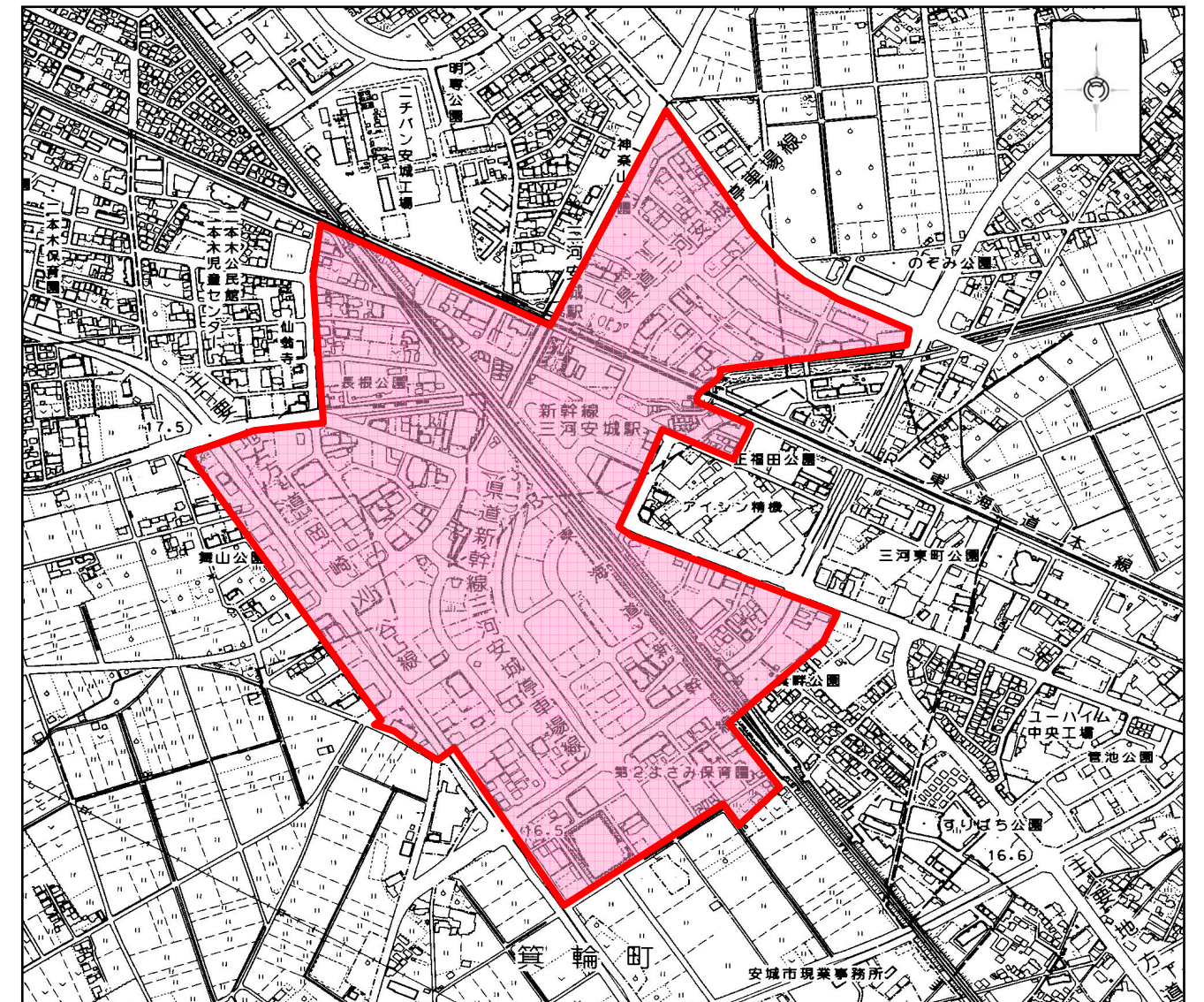
駐 車 場 整 備 地 区

縮尺(1／10,000)

JR安城駅周辺地区



JR三河安城駅周辺地区



名鉄新安城駅周辺地区

